

公益社団法人三田市シルバー人材センターゴールド会員運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人三田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の正会員のうち、ゴールド会員に関して必要な事項を定め、当該会員の社会参加活動等を推進し、もって健康の維持及び生きがいの充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「ゴールド会員」とは、センター定款(以下「定款」という。)第5条第1号に定める正会員のうち、10年以上センターに在籍している会員が、諸事情により、定款第4条に定める事業(以下「事業」という。)による就業が困難となった場合も、引き続き会員としてセンターに留まることを希望する者で、理事長の承認を得た者とする。

(ゴールド会員の権利義務)

第3条 ゴールド会員は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)及び定款の規定において正会員と区別されない。

2 ゴールド会員は、次に掲げる権利義務を有し、センターの発展を支援し、その運営に積極的に協力するものとする。

- (1) 定時総会の出席と議決権
- (2) 就業以外のセンターで行う事業への参加(ボランティア活動等)
- (3) センターから要請された活動への協力
- (4) 会費の納入

(保険の適用)

第4条 ゴールド会員の活動に対しては、センターが加入する団体保険の傷害保険を適用するものとする。

(会費)

第5条 ゴールド会員の会費は、「センター会費規則」の規定によるものとする。

2 年度途中で就業に就く場合は、正会員としての会費を納入しなければならない。

3 ゴールド会員において、一事業年度内に既に正会員の年会費を納入している者については、ゴールド会員の会費を納入したものとみなす。その場合、既に納入された正会員の会費は返還しない。

(正会員への移行)

第6条 ゴールド会員が、正会員へ移行を希望する場合には、所定の移行届を理事長に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の規定により一事業年度内に正会員へ移行する場合は、正会員の会費との差額を速やかに納入しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

第2条関係様式

ゴールド会員登録申請書

年 月 日

公益社団法人三田市シルバー人材センター
理事長 東 仲 益 司 様

会員番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先
自宅・携帯 _____

私は、公益社団法人三田市シルバー人材センターのゴールド会員として登録変更したいので、申請します。

事務局使用欄

センター入会日	
承認 日	令和 年 月 日
備 考	

第6条関係様式

正会員登録申請書

年 月 日

公益社団法人三田市シルバー人材センター
理事長 東 仲 益 司 様

会員番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先
自宅・携帯 _____

私は、公益社団法人三田市シルバー人材センターの正会員として登録変更したいので、申請します。

事務局使用欄

ゴールド会員 登 録 日	
承 認 日	令和 年 月 日
備 考	追徴会費 1,500円